

## 北海道渡島総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月3日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

### 1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称 自動車用燃料の単価契約（函館地区）（1リットル当たりの単価）
- (2) 調達物品の名称及び調達予定数量  
レギュラーガソリン：59, 867リットル
- (3) 契約の目的の仕様等 レギュラーガソリン 日本産業規格 J I S K2202 2号
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所

納入場所は、別紙に示したいたずれの事項も満たす給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等を行わせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）とする。

なお、渡島総合振興局管外及びこの契約の給付を受ける機関の所在する市町以外の渡島総合振興局管内の市町において、給油が必要になった場合は、協議のうえ指定した給油所を納入場所とする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（物品の購入の資格のうち、資格の種類別に区分した分類16（車両燃料）の資格に該当するものに限る。）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 挥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 北海道内に本店を有し、かつ、渡島総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (7) 1の(5)の納入場所の事項を満たす直営又は代行の給油所において給油が可能であること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和8年2月3日(火)から同月26日(木)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日を除く。) の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.1g.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

※申請者は、申請書類の提出時に「契約に関する申出書」により、落札した場合の契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号  
北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 北海道渡島合同庁舎 3 階講堂

(2) 入 札 日 時 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 1 時 30 分（送付による場合は、同月 6 日（金）午後 5 時までに必着。）

(3) 開 札 場 所 (1) に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2) に同じ。

#### 6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 7 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 郵便等による入札の可否

認める。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載すること。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係

イ 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電 話 番 号 0138-47-9416

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払いはしない。

(10) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において

て、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適當と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができるとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) 納付を受ける機関

別紙に掲げる機関が管理する車両等とする。

(16) 納油方法及び納油カード又は納油票の作成

納油方法は、契約者が作成する納油カード又は納油票による。

受注者は、直営給油所及び代行給油所でも使用できる納油カード又は納油票を当振興局が指定する数量を作成し、令和8年3月23日（月）までに(15)の納付を受ける機関に納品すること。

なお、納油カード又は納油票の作成（契約期間内に納付を受ける契約対象機関において車両の増加等により新たに納油カード又は納油票を作成する場合も含む。）に係る費用は受注者の負担とする。

(17) 留意事項

契約期間の初日の属する月に係る納油分については、経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により価格に著しい変動が生じない限り、契約単価を値上げする協議には応じられないで、留意の上入札に参加すること。

(18) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。